

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会における
作業部会について

平成 27 年 4 月 22 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会決定

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則第 2 条第 1 項に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会に以下の作業部会を設置する。

名称	調査検討事項
研究施設等廃棄物作業部会	<u>原子力の研究開発や放射線利用に伴って発生する低レベル放射性廃棄物（研究施設等廃棄物）の処分事業に係る実施計画の改定に向けた重要事項について調査検討する。</u>
核不拡散・核セキュリティ作業部会	核セキュリティ体制強化に向けた世界的な流れが加速していく中で、我が国における核不拡散・核セキュリティ体制強化に必要な研究開発課題や人材育成手法その他諸課題について調査検討を行う。
もんじゅ研究計画作業部会	国際的な協力下での、高速増殖炉開発の成果のとりまとめ、廃棄物の減容及び有害度低減等を目指し、「もんじゅ」の運転再開に向けたスケジュール等の今後の状況に応じ、「もんじゅ」の研究計画の妥当性及び有効性等について調査検討を行う。
群分離・核変換技術評価作業部会	核変換技術の研究開発について、群分離・核変換技術の研究開発の現状等を評価するとともに、陽子ビームを用いた出力規模の高い核変換実験施設の整備の必要性や有効性、整備計画の妥当性等について調査検討を行う。
高温ガス炉技術研究開発作業部会	固有の安全性を有し多様な利用が見込まれる高温ガス炉技術について、研究開発の状況等を評価するとともに、国内外におけるニーズを踏まえた今後の研究開発の在り方について調査検討を行う。
原子力人材育成作業部会	原子力の安全の向上や廃炉への対応等で必要となる原子力に関する人材を取り巻く課題や人材育成手法等について調査検討を行う。

今後の検討事項

○ 処分事業の具体的な実施のあり方について

- ・ 処分場に求められる要件等について
- ・ 処分事業に必要な費用について
- ・ 処分場の立地に関することについて
- ・ 国民・地元住民の理解の促進について
- ・ 関連法令に基づく適切な安全確保について

【参考：国が定める「基本方針」及び原子力機構が作成する「計画」で記載する事項】

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律（案）

第18条（埋設処分業務の実施に関する基本方針）

基本方針において定める事項（抜粋）

1. 埋設処分業務の対象とすべき放射性廃棄物の種類
2. 埋設施設の設置に関する事項
3. 埋設処分の実施の方法に関する事項
4. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項

第19条（埋設処分業務の実施に関する計画）

計画において定める事項（抜粋）

1. 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類及びその量の見込み
2. 1. の放射性廃棄物の埋設処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な埋設施設の規模及び能力に関する事項
3. 埋設施設の設置に関する事項
4. 埋設処分の実施の方法に関する事項
5. 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画
6. その他主務省令で定める事項